

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)や、児童手当法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①認定請求書の受理・審査・応答 ②額改定認定請求書及び額改定届の受理・審査・応答 ③未支払請求書の受理・審査・応答 ④現況届の受理・審査・応答 ⑤消滅届の受理・審査・応答 ⑥各種届の受理・審査・応答 ⑦関係機関への資料の閲覧、提供、報告 ⑧支払管理
③システムの名称	児童手当支給管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の 表42.125.141.161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部国保医療課 〒243-0492神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4823

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="checkbox"/>] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input checked="" type="radio"/>] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<ul style="list-style-type: none">・全ての業務においてダブルチェックを実施している。・特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。よって、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を実施し、不正に使用されるリスクへの対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 子育て支援課 子育て支援係	保健福祉部 子育て支援課 医療・手当係	事後	機構改革による係名変更に伴う
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 子育て支援課 医療・手当係	保健福祉部 国保医療課 福祉医療・手当係	事後	機構改革による部署名変更に伴う
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 告原 幸治	国保医療課長 澤田 英之	事後	機構改革による所属長変更に伴う
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	海老名市保健福祉部子育て支援課 電話 046(235)4824	海老名市保健福祉部国保医療課 電話 046(235)4823	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
令和1年6月1日	全般	-	新様式に合わせて変更	事後	
令和4年1月25日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年1月25日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年9月20日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月20日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年12月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	番号法第9条第1項 別表第一第56.101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	事前	
令和4年12月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)	事前	
令和4年12月1日	IV-8 監査	内部監査○	自己点検○	事前	
令和7年3月28日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第56.101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	番号法第9条第1項 別表第81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第44条	事後	番号法の改正による
令和7年3月28日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) ①【別表第二における情報提供の根拠】 26.30.87.106.121の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という。)における情報提供の根拠】 第19.44条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 74.75の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第40条、第40条の2、第59条の4	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項 表42.125.141.161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の項 表106.107の項	事後	番号法の改正による
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う追加
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	アクセス権限の管理を実施し、不正に使用されるリスクへの対策を行っている。	事後	様式変更に伴う追加